平成２８年（フ）第８５６号
京都市西京区桂徳大寺北町69番地　チコベルメゾン桂215、前住所京都府長岡京市奥海印寺向イ山24番地21　北川方
債務者　竹原　隆博
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２０９号
京都府京田辺市草内大切38番地　京田辺サンライズ106号
債務者　松本　龍人
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６２号
京都市下京区西七条市部町３番地
債務者　砂川　義弘
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３８号
京都市右京区西院六反田町１番地　エリッツ７　705号
債務者　岡崎　明美
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３９号
京都府宇治市槇島町南落合71番地　Ｒｅｓｉｄｅｎｃｅ槇島102号、前住所京都市伏見区向島上林町７番地３　第三芳月ハイツ６号室
債務者　中川　美華
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１４０号
京都府城陽市枇杷庄鹿背田84番地の１　プレアール富野荘207号
債務者　江藤　有二
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５８号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目７番11号、前住所兵庫県尼崎市長洲中通３丁目21番19号
債務者　川上　智哉
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１７号
奈良県大和郡山市新町928番地４
債務者　松木　博和
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第５号
広島県三原市本郷北４丁目33番16号
債務者　河戸美代子
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第９号
広島県三原市沼田東町両名609番地
債務者　和気　宏文
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第３６１号
愛媛県松山市平和通６丁目98番地　伊予鉄古町ビル301号
債務者　伊藤　美紀
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３７６号
愛媛県松山市別府町772番地23
債務者　**菅**　　洋一
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５号
愛媛県上浮穴郡久万高原町日野浦851番地
債務者　正岡　末繁
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８号
佐賀県多久市多久町7071番地
債務者　亘理　好夫
1　決定年月日時　平成29年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１号
佐賀市神園４丁目５番522号
債務者　吉村　順子
1　決定年月日時　平成29年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４９１号
熊本市東区花立３丁目３番32号　秋津宗栄202号室
債務者　小林くるみ
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５０号
熊本市北区津浦町13番69号　津浦アパート202、前住所熊本県上益城郡御船町大字高木2102番地４
債務者　稲葉　枝美（旧姓湊）
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係